二　障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号）別表介護給付費等単位数表（次号において「介護給付費等単位数表」という。）第12の5の短期滞在加算を算定される者のうち継続的に居室その他の設備の提供を受ける者

三　介護給付費等単位数表第12の8又は第13の8の精神障害者退院支援施設加算を算定される者

**○環境省告示第二十九号**

公害健康被害の補償等に関する法律（昭和四十八年法律第百十一号）第二十六条第二項の規定に基づき、障害補償標準給付基礎月額を次のように定め、平成二十二年四月以降の月分の障害補償費について適用し、平成二十一年三月環境省告示第十二号（公害健康被害の補償等に関する法律第二十六条第一項の障害補償標準給付基礎月額を定める件）は、廃止する。ただし、平成二十二年三月以前の月分の障害補償費については、なお従前の例による。

平成二十二年四月一日

環境大臣　小沢　鋭仁

| 年齢階層 | 性別 | |
|---|---|---|
| | 男子 | 女子 |
| 昭和六十年四月二日以降に生まれた者 | 一八八、〇〇〇円 | 一六四、三〇〇円 |
| 昭和五十五年四月二日から昭和六十年四月一日までの間に生まれた者 | 二一六、〇〇〇円 | 一八九、二〇〇円 |
| 昭和五十年四月二日から昭和五十五年四月一日までの間に生まれた者 | 二六四、八〇〇円 | 二〇〇、六〇〇円 |
| 昭和四十五年四月二日から昭和五十年四月一日までの間に生まれた者 | 三〇三、二〇〇円 | 二一〇、七〇〇円 |
| 昭和四十年四月二日から昭和四十五年四月一日までの間に生まれた者 | 三三九、二〇〇円 | 二一五、六〇〇円 |
| 昭和三十五年四月二日から昭和四十年四月一日までの間に生まれた者 | 三五八、〇〇〇円 | 二〇七、九〇〇円 |
| 昭和三十年四月二日から昭和三十五年四月一日までの間に生まれた者 | 三六一、一〇〇円 | 二〇二、四〇〇円 |
| 昭和二十五年四月二日から昭和三十年四月一日までの間に生まれた者 | 三三七、五〇〇円 | 一九二、九〇〇円 |
| 昭和二十年四月二日から昭和二十五年四月一日までの間に生まれた者 | 二四四、一〇〇円 | 一六五、六〇〇円 |
| 昭和十五年四月二日から昭和二十年四月一日までの間に生まれた者 | 二一四、五〇〇円 | 一六〇、三〇〇円 |
| 昭和十五年四月一日以前に生まれた者 | 二一三、二〇〇円 | 一六六、八〇〇円 |

**○厚生労働省告示第百七十八号**

障害者自立支援法施行規則附則第七条第二号の規定に基づき厚生労働大臣が定める者（平成十八年厚生労働省告示第五百三十七号）及び児童福祉法施行規則第五十一条の六第二号の規定に基づき厚生労働大臣が定める者（平成十八年厚生労働省告示第五百六十四号）は、平成二十二年三月三十一日限り廃止する。

平成二十二年四月一日

厚生労働大臣　長妻　昭

**○環境省告示第三十号**

公害健康被害の補償等に関する法律（昭和四十八年法律第百十一号）第三十一条第二項の規定に基づき、遺族補償標準給付基礎月額を次のように定め、平成二十二年四月以降の月分の遺族補償費及び平成二十二年四月一日以降に死亡した被認定者に係る遺族補償一時金について適用し、平成二十一年三月環境省告示第十三号（公害健康被害の補償等に関する法律第三十一条第一項の遺族補償標準給付基礎月額を定める件）は、廃止する。ただし、平成二十二年三月以前の月分の遺族補償費及び平成二十二年三月三十一日以前に死亡した被認定者に係る遺族補償一時金については、なお従前の例による。

平成二十二年四月一日

環境大臣　小沢　鋭仁

| 年齢階層 | 性別 | |
|---|---|---|
| | 男子 | 女子 |
| 昭和六十年四月二日以降に生まれた者 | 一六四、五〇〇円 | 一四三、八〇〇円 |
| 昭和五十五年四月二日から昭和六十年四月一日までの間に生まれた者 | 一九七、八〇〇円 | 一六五、五〇〇円 |
| 昭和五十年四月二日から昭和五十五年四月一日までの間に生まれた者 | 二三一、七〇〇円 | 一七五、五〇〇円 |
| 昭和四十五年四月二日から昭和五十年四月一日までの間に生まれた者 | 二六五、三〇〇円 | 一八四、四〇〇円 |
| 昭和四十年四月二日から昭和四十五年四月一日までの間に生まれた者 | 二九六、八〇〇円 | 一八八、七〇〇円 |
| 昭和三十五年四月二日から昭和四十年四月一日までの間に生まれた者 | 三一三、二〇〇円 | 一八一、九〇〇円 |
| 昭和三十年四月二日から昭和三十五年四月一日までの間に生まれた者 | 三一六、〇〇〇円 | 一七七、一〇〇円 |
| 昭和二十五年四月二日から昭和三十年四月一日までの間に生まれた者 | 二九五、三〇〇円 | 一六八、八〇〇円 |
| 昭和二十年四月二日から昭和二十五年四月一日までの間に生まれた者 | 二一三、六〇〇円 | 一四四、九〇〇円 |
| 昭和十五年四月二日から昭和二十年四月一日までの間に生まれた者 | 一八七、七〇〇円 | 一四〇、三〇〇円 |
| 昭和十五年四月一日以前に生まれた者 | 一九五、四〇〇円 | 一四五、九〇〇円 |

# 官庁報告

## 官庁事項

内閣官房組織令（昭和三十二年政令第二百十九号）第十二条の規定に基づき、内閣情報調査室組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十二年四月一日

内閣総理大臣　鳩山由紀夫

内閣情報調査室組織規則の一部を改正する規則

内閣情報調査室組織規則（昭和五十一年十二月二十三日内閣総理大臣決定）の一部を次のように改正する。

第十条第一項中「九人」を「十人」に改める。

**附　則**

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、五九六円（本体一、五二〇円）　本号一部　四〇八円（本体三九〇円）（配送料別）